令和４年１１月１日

告示第１６４号

御船町消防団協力事業所表示制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、御船町消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　事業所等　事業所又はその他の団体をいう。

（２）　消防団協力事業所　町長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。

（３）　消防団協力事業所表示証　協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。

（表示証の交付申請及び推薦）

第３条　表示証の交付を受けようとする事業所等は、御船町消防団協力事業所認定表示証交付申請書（様式第１号）により町長に申請を行うものとする。

２　消防団長は、表示証を交付する事業所等について、御船町消防団協力事業所推薦書（様式第２号）により町長に推薦できるものとする。

（審査及び交付）

第４条　町長は、前条の申請又は推薦があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合しているか審査し、適合すると認めたときは表示証（様式第３号）を交付するものとする。

（１）　従業員（会社役員等も含む。）が御船町消防団員として１名以上入団

しており、従業員へ入団の積極的な推進かつ消防団活動に参加しやすい環境

づくりに配慮が可能な事業所等

（２）　その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実

強化に寄与していると町長が認める事業所等

２　表示証を交付した事業所等が他の市町村にある場合は、当該市町村と協議の上、連名で表示証を交付することができるものとする。

（表示証の表示）

第５条　協力事業所は、表示証を事業所等の見えやすい場所に表示するものとする。

２　協力事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告に表示証を表示することができる。

３　前項の規定により表示する表示証の様式については、表示証の寸法を同率に拡大し、又は縮小することができる。

（表示証交付整理簿の備付け）

第６条　町長は、表示証の交付に際して、御船町消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第４号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間）

第７条　表示の有効期間は、原則として、交付の日から２年又は次条の規定による交付の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（この項において「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から２年間とする。

２　表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第７条に規定する表示を行うことができない。

３　第１項の有効期間満了後も引き続き表示を希望する協力事業所は、有効期間満了２月前から第３条の規定により手続により更新手続を行うことができる。

（交付の取消し）

第８条　町長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第４条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、又はその他協力事業所として適当でないと認めるときは、交付を取り消すことができる。この場合において、町長は、当該協力事業者に対し、当該交付の取消し理由を付して御船町消防団協力事業所表示証交付取消し通知書（様式第５号）により通知するものとする。

２　前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を町長に返還しなければならない。

（掲載及び表彰）

第９条　表示証の交付を受けた事業所等は、次に掲げる事項を受けることができるものとする。

（１）　表示の有効期間中（交付の日から２年又は交付の取消しまで）に１回

程度広報みふねへの掲載による事業所の紹介できるものとする。ただし、御

船町広告掲載基準に該当する協力事業所については掲載しない。

（２）　町長が特に優良と認めた事業所の表彰

（協力事業所の公表）

第10条　町長は、協力事業所の名称、御船町消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

（庶務）

第11条　この要綱に関する庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。